

<保護者用>

登園届 (保護者記入)	
(施設長) 殿	組
園児名	
(医療機関)	(令和 年 月 日受診) において
下記疾患について、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、	
令和 年 月 日より登園いたします。	
令和 年 月 日	
保護者氏名	

保護者様へ 幼稚園・保育園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の疾患については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医の診断に従い、「登園届 (保護者記入)」の記入及び提出をお願いします。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

参考 保育所における感染症ガイドライン (2023年改訂版)

該当疾患に ✓	感染症名	感染しやすい期間 (ーは、感染しやすい期間を明確にできない)	登園のめやす
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発しんが痂皮化 (かさぶた) してから
	突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
	新型コロナウイルス感染症(※)	特に発症後 5 日間	発症後 5 日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること
	その他感染症名 ()		

空欄はその他の感染症等で登園届が必要な場合記入して下さい。

(※) は、「保育所における感染症ガイドライン」では意見書ですが、東大和市では統一して登園届で対応します。

(東大和市共通様式)